

府営住宅にお住まいで、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少した世帯は、家賃が減額できる場合があります。

家賃が減額となるケースは、次の2つの場合があります。

■家賃の減免

解雇・倒産・休業・退職等により、収入が著しく減少し、府の定める基準以下となった世帯について、基本家賃の2分の1を下限として、家賃を減額します。

※認定月収が104,000円以下の世帯が対象

■収入の更正

解雇・倒産・休業・退職等により、収入が著しく減少した世帯について、認定月収を再計算します。その結果、収入分位が下がる場合に、家賃を減額します。

※認定月収が104,000円を超える世帯が対象

いずれのケースも、収入が減少したことを証明する書類（会社の給与等支払証明書・退職証明書等）の他、所定の書類を添えて申請する必要があります。

※申請に基づき審査を行いますが、その結果によっては、家賃が減額とならない場合があります。

※詳しくは、管轄の管理センターまで電話でお問い合わせください。

○お問い合わせ先

千里管理センター 入居サービス課 06-6833-6929

（府営住宅管理区域：豊中市、池田市、吹田市、箕面市）

泉北ニュータウン管理センター 入居サービス課 072-343-5562

（府営住宅管理区域：堺市南区（泉北ニュータウン））

【営業時間】 平日・土曜：9時～17時45分 ※日曜・祝日は定休日